

## 重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、居宅介護支援サービスについて契約を締結するに当たり、御利用者にあらかじめ説明しなければならない内容を示したものです。

### 1. 事業者、事業所の概要

事業者名	医療法人社団 広紫会	法人種別	医療法人
法人所在地	〒300-4231 茨城県つくば市北条85番地		
代表者氏名	理事長 廣瀬 秀史		
法人電話番号	029-867-0127		
事業所名	居宅介護支援事業所 ひまわり	介護保険指定事業所番号	0872002563
所在地	〒300-4231 茨城県つくば市北条85番地		
管理者	森本 匡博	電話	029-867-0127 090-5776-0127
		F A X	029-867-1195
営業日	月曜日から金曜日まで ※祝祭日、お盆、年末年始を除く	営業時間	8:30～17:30
職員体制	管理者兼介護支援専門員 1名		
課題分析方法	全国社会福祉協議会方式	研修の参加	現任研修等、資質向上の為に必要な研修に計画的に参加

### 2. 運営方針

- (1) 御利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮してサービス提供を行います。
- (2) 御利用者の心身状況やその置かれている環境に応じ、適切な保健医療サービス、福祉サービス等の多様なサービス事業者と連携を図り、総合的且つ効果的にサービスが提供されるよう努めます。
- (3) 御利用者の意志及び人格を尊重し、常に御利用者の立場に立ち、提供されるサービスについて特定の事業者を有利に扱うことなく、御利用者に選択を求め、公平、中立にサービス提供を行います。

### 3. 相談窓口、苦情対応について

事業者の窓口 居宅介護支援事業所 ひまわり 担当者：管理者 森本 匡博	所在地 つくば市北条85番地 電話番号 029-867-0127 090-5776-0127 受付時間 8:30～17:30 (月～金曜日)
市区町村の窓口 つくば市役所 (高齢福祉課)	所在地 つくば市研究学園1丁目1番地1 電話番号 029-883-1111 (代) 受付時間 8:45～16:30 (月～金曜日)
公的団体の窓口 茨城県健康保険団体連合会	所在地 水戸市笠原町978番地26 (茨城県市町村会館内) 電話番号 029-301-1565 受付時間 9:00～16:30 (月～金曜日)

御利用者又は御家族より、苦情の申し立てがあった場合には、詳しい事情を聞くとともに、担当者及びサービス事業者から事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合には、管理者等を含め検討会議を実施し、検討の結果及び具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得がいくような理解を求めます。

当該サービス事業者に対しては、サービス事業者の対応状況を正確に確認するとともに、その苦情の真の原因を突き止め、よりよいサービスが提供されるよう、十分な話し合い等を実施します。また、定期的にサービス事業者を訪問し、円滑な対応が図れるよう努めます。

#### 4. サービス事業者等の紹介について

- (1) 御利用者は、居宅介護支援サービスの提供を受けるに当たり、複数の居宅サービス事業者等の紹介を求めることができます。また、当該事業者を居宅サービス計画に位置付けた理由についても求めることができます。

##### 《サービスの流れ》

御利用者又は御家族からの相談（電話、来所）

↓  
居宅介護支援サービスに関する重要事項説明書の説明、同意  
居宅介護支援サービス利用契約書、個人情報使用同意書等の説明、同意

↓  
介護支援専門員が御自宅を訪問し、御利用者及び御家族に面接を行い、解決すべき課題を把握

↓  
居宅サービス計画原案の作成

↓  
サービス担当者会議の開催  
居宅サービス計画原案の提示、確認、内容訂正

↓  
居宅サービス計画原案の同意  
居宅サービス計画の交付

↓  
居宅サービスの開始

↓  
サービス利用状況の経過観察

↓  
毎月、居宅サービス計画に基づき給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会へ提出

↓  
介護認定の再申請

居宅サービス計画原案に位置付けたサービスについて、保険給付の対象か否かを区分し、当該地域の居宅サービス事業者に関する情報や種類、内容、利用料等を説明した上でサービスの選択を求めます。必要に応じ施設入所等の紹介、その他の支援を行います。

→ 介護支援専門員は、御利用者及び御家族と連絡を密に取り、居宅サービス計画の目標に沿ったサービスが提供されるようサービス事業者との連絡調整を行います。状況の変化に応じ、居宅サービス計画変更、要介護認定区分変更申請等、必要な支援を行っていきます。

→ 要介護認定の有効期間終了に伴う更新申請の支援等、必要な支援を行っていきます。

#### 5. 事故発生時の対応

- (1) 御利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに御利用者の御家族や市区町村（保険者）に連絡すると共に必要な措置を講じます。
- (2) 事故発生の報告を行った場合には、事故発生の原因及び処理経過について記録すると共に、再発防止策を策定します。

#### 6. 損害賠償について

- (1) 介護支援専門員が御自宅に訪問中、御利用者にケガをさせてしまった場合、又は財産の破損をってしまった場合には、当事業者で加入している総合保障の範囲で保障します。但し、御利用者又は御家族に重大な過失がある場合には、賠償出来ないことがあります。
- (2) 介護支援専門員が居宅サービス計画、サービス利用票を立案する際、御利用者又は御家族の許可なく誤って限度額をオーバーし、御利用者に多大な自己負担を発生させてしまった場合には、通常負担割合分を御利用者負担とし、事業者で通常負担割合外を負担します。

#### 7. 緊急時の対応方法

事業者は、サービス事業者から緊急の連絡があった場合には、あらかじめ確認している連絡先及び医療機関に連絡を行うとともに、その指示に従い、対応します。

## 8. 入院時における医療と介護の連携について

御利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、居宅サービス計画作成担当者の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えて頂くよう、お願いします。  
又、入院先と速やかに連携が図れるよう、居宅サービス計画作成担当者にも連絡をお願いします。

## 9. 秘密の保持について

事業者又は事業者の従業者は、業務に当たって知り得た御利用者及び御家族の秘密は洩らしません。又、従業者が退職後も秘密を洩らすことはありません。但し、以下の情報共有・情報提供の際については、あらかじめ御利用者及び御家族から同意を得ます。

- (1) 市区町村（保険者）より認定情報を取得する場合（認定結果通知書・介護認定審査会資料・認定調査票及び主治医意見書）
- (2) サービス担当者会議の開催
- (3) サービス担当者会議が開催出来ない場合のサービス事業者への照会
- (4) 地域ケア会議において必要な場合
- (5) 居宅サービス調整の為に必要な医療情報を医療機関や入所施設等から取得及び提供する必要がある場合

## 10. 事業の実施地域

- (1) 事業の実施地域は、『つくば市』となります。
- (2) 実施地域以外からの申請があった際は、事業実施地域を超えた地点から御自宅までの距離1kmに  
対し30円の交通費を頂きます。

## 11. 記録の整備・閲覧について

- (1) 事業者は、居宅介護支援サービスの提供に際して作成した記録・書類を契約終了日より5年間保管  
します。
- (2) 事業者は、御利用者及び御家族に対し、いつでも保管する記録・書類の閲覧・コピーに応じます。  
但し、コピーの実費を請求することがあります。

## 12. 業務継続計画の策定について

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、御利用者に対する居宅介護支援サービスの提供を継続的に実施する為、及び非常時の体制での早期の業務再開を図る為の計画を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるよう努めます。

- (1) 従業者に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的  
に実施します。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 13. 感染症の予防及びまん延防止の為の処置について

事業者は、感染症の発生又はまん延しないよう、以下に掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1) 事業者における感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等  
を活用して行うことが出来るものとする）を概ね6月に1回以上開催します。  
その結果を従業者に周知徹底します。
- (2) 事業者における感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止の為の研修及び訓練を定期的  
に実施します。

## 14. 虐待・身体拘束の防止について

事業者は、御利用者等の人権擁護・虐待の防止等の為、以下に掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1) 事業者における虐待防止・身体拘束等の適正化を図る為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置  
等を活用して行うことが出来るものとする）を定期的  
に開催します。  
その結果を従業者に周知徹底します。
- (2) 事業者における虐待防止・身体拘束の適正化を図る為の指針を整備します。

- (3) 従業者に対し、虐待防止、身体拘束の適正化を図る為の研修を定期的を実施します。
- (4) 御利用者が成年後見制度を利用出来るよう支援を行います。
- (5) サービス提供中に、従業者又は養護者（現に養護している御家族、御親族、御同居人等）による虐待を受けたと思われる御利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報します。
- (6) 御利用者又は他者等の生命又は身体を保護する為に緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- (7) やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上、御利用者又は御家族等に同意を得ると共にその対応及び時間、その再の御利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- (8) 虐待防止、身体拘束等の適正化に関する担当者を置きます。

担当者：管理者 森本 匡博

## 利用料金

### 1. 基本報酬

御利用者		要介護1・2	要介護3・4・5
保険料の滞納など	なし	保険から全額給付	保険から全額給付
	あり	1,086単位	1,411単位

上記のいずれかの認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されます。但し、保険料の滞納等により、保険給付が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて上記の金額をお支払い頂きます。当事業者からサービス提供証明書を発行致しますので、後日このサービス提供証明書を市町村（保険者）の窓口へ提出して頂くと、全額払い戻しを受けることが出来ます。

※看取り期における適切な居宅介護支援サービスの提供や医療と介護の連携を推進する観点から、居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの御利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、必要なケアマネジメント業務や給付管理の為の準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取扱うことが適当と認められるケースについては、居宅介護支援サービスの基本報酬を算定します。

### 2. 減算

運営基準減算	所定単位数50/100を乗じた単位数	(1) 御利用者は複数の居宅サービス事業所等を紹介するよう求めることが出来ることや御利用者は居宅介護サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが出来ることについて、居宅介護支援の開始に際し、あらかじめ御利用者に対し、文書を交付して説明を行っていない場合。 (2) 居宅サービス計画の新規作成・変更に当たり、御利用者の居宅を訪問し、御利用者・御家族に面接していない場合やサービス担当者会議を行っていない場合。また、居宅サービス計画の原案について御利用者又は御家族に説明し、文書により同意を得た上で、御利用者及び担当者へ交付していない場合。
	運営基準減算が2ヶ月以上継続している場合算定しない	(3) 居宅サービス計画を新規に作成した場合や御利用者が要介護更新認定を受けた場合、要介護状態区分の変更の認定を受けた場合に、サービス担当者会議を行っていない場合。 (4) 居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）に当たり、月に1回、御利用者の居宅を訪問し、御利用者及び御家族に面接していない場合やモニタリングの結果を記録していない状態が1ヶ月以上継続した場合。
業務継続計画未実施減算	所定単位数の1.0%を減算	(1) 感染症や非常災害の発生時において、御利用者に対するサービス提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画を策定していない場合。 (2) 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずることが出来ていない場合。
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1.0%を減算	(1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催すると共に、その結果について、従業員に周知徹底を図っていない場合。 (2) 虐待防止の為の指針を整備していない場合。 (3) 従業員に対し、虐待防止の為の研修を定期的実施していない場合。 (4) 上記措置を適切に実施する為の担当者を置いていない場合。
特定事業所集中減算		正当な理由なく、特定の事業所の割合が80%を超える場合。 【対象サービス】訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与

### 3. 加算

初回加算 300単位	新規に居宅サービス計画を作成する御利用者や、要介護状態区分が2段階以上変更となった御利用者に対し、居宅介護支援を行った場合に算定。			
入院時情報連携加算 (I) 250単位	御利用者が医療機関に入院するに当たって、入院日当日に当該医療機関の職員に対し、御利用者に関する必要な情報を提供した場合に算定。 ※入院日以前の情報提供含む。 ※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合には、入院日翌日を含む。			
入院時情報連携加算 (II) 200単位	御利用者が医療機関に入院するに当たって、入院日翌日又は翌々日に当該医療機関の職員に対し、御利用者に関する必要な情報を提供した場合に算定。 ※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合には、その翌日も含む。			
退院・退所加算	医療機関・介護保険施設等に入所していた御利用者が退院・退所するに当たり、医療機関・施設の職員と面談を行い、御利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅及び地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に算定。(同一御利用者について、居宅及び地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合に限る。)			
カンファレンス			情報提供	
参加			不参加	
600単位			450単位	1回
750単位			600単位	2回
900単位		3回		
通院時情報連携加算 50単位	御利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に御利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から御利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合に1月に1回を限度として算定。			
緊急時居宅 カンファレンス加算 200単位	医療機関の求めにより、当該医療機関の医師又は看護師等と共に御利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じてサービスの調整を行った場合に1月に2回を限度に算定。			
ターミナルケアマネジメント加算 400単位	在宅で死亡した御利用者(在宅訪問後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)に対し、終末期の医療やケアの方針に関する当該御利用者又はその御家族の意向を把握した上で、24時間連絡が取れる体制を確保し、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことが出来る体制を整備する。御利用者や御家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治医の助言を得ながら、御利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、御利用者への支援を実施する。訪問により把握した御利用者の心身状況等の情報を記録し、主治医等及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者へ提供した場合に算定。			
特定事業所加算	特定事業所加算 (I) 519単位/月 特定事業所加算 (II) 421単位/月 特定事業所加算 (III) 323単位/月 特定事業所加算 (A) 114単位/月 特定事業所医療介護連携加算 123単位/月			

上記の料金については介護保険から全額給付されます。但し、保険料の滞納等により、保険給付が直接事業者を支払われない場合、基本利用料と一緒に支払って頂きます。当事業所からサービス提供証明書を発行致しますので、後日このサービス提供証明書を市町村(保険者)の窓口へ提出して頂くと、全額払い戻しを受けることが出来ます。

居宅介護支援サービスの提供に際し、御利用者又は御家族に対し、本書面に基づき、重要事項を説明しました。

《事業者》

年 月 日

説明者： 森本 匡博

事業者名： 医療法人社団 広紫会  
法人住所： 茨城県つくば市北条85番地  
代表者名： 理事長 廣瀬 秀史  
法人電話番号： 029-867-0127

事業所名： 居宅介護支援事業所 ひまわり  
事業所住所： 茨城県つくば市北条85番地  
代表者名： 管理者 森本 匡博  
事業所電話番号： 029-867-0127  
事業所FAX番号： 029-867-1195  
事業所番号： 0872002563

居宅介護支援サービスの提供を受けるに当たり、事業所から重要事項の説明を受け、内容について同意しました。

《御利用者》

年 月 日

住 所： \_\_\_\_\_

実施地域内 ・ 実施地域外 ( \_\_\_\_\_ km)

氏 名： \_\_\_\_\_

《署名代行者. 御家族等》

住 所： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_

続 柄： \_\_\_\_\_